

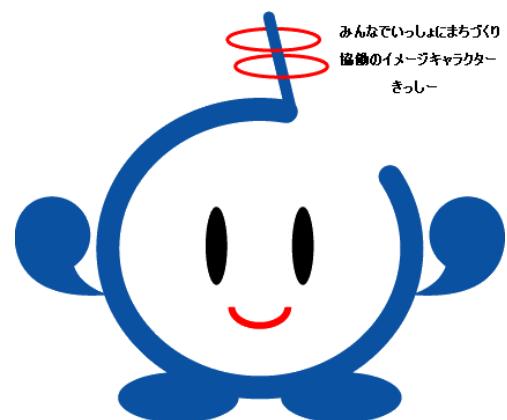


## 岸和田市市民活動

### 初動支援補助金募集要項



申請受付期間 令和6年7月1日(月)～7月 31日(水)



問合せ・申請書提出先: 岸和田市市民環境部 自治振興課

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1

電話: 072-423-9740

FAX: 072-423-6933

Mail: [jichi@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:jichi@city.kishiwada.osaka.jp)

## 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 市民活動初動支援補助金事業について       |    |
| (1)市民活動初動支援補助金とは .....    | 2  |
| (2)対象となる団体(市民活動団体).....   | 2  |
| (3)対象となる事業.....           | 3  |
| (4)対象となる経費.....           | 4  |
| (5)補助金の額 .....            | 5  |
| (6)対象期間.....              | 5  |
| 2 市民活動初動支援補助金事業への応募方法     |    |
| (1)事業への応募 .....           | 5  |
| (2)募集期間・提出先.....          | 6  |
| 3 補助対象事業の認定について           |    |
| (1)補助事業の審査について .....      | 7  |
| (2)審査対象から除外する場合.....      | 7  |
| (3)プレゼンテーション審査の開催.....    | 7  |
| (4)審査結果について.....          | 8  |
| 4 交付申請(事業の実施)             |    |
| (1)交付申請について.....          | 8  |
| (2)結果の公表.....             | 8  |
| (3)事業のPRについて.....         | 8  |
| 5 事業が終了したら                |    |
| (1)実績報告書の提出.....          | 9  |
| (2)補助金の確定 .....           | 9  |
| (3)補助金の請求 .....           | 9  |
| (4)交付決定の取り消し、補助金の返還 ..... | 9  |
| 6 手続きの流れ                  | 11 |
| 7 Q&A                     | 12 |

## 1 市民活動初動支援補助金事業について

### (1)市民活動初動支援補助金とは

設立後間もないボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が行う自発的かつ公益的な事業に対して、市が費用の一部を補助金として交付する制度です。市民活動に対する理解を深めるとともに、市民活動を活性化することで協働のまちづくりを推進し、「市民自治都市<sup>\*</sup>」の実現を図ることを目的としています。

※ 市民も事業者も行政も議会も、みんなが「あくまでも市民が自治の主体者であって、市政の主権者だ。」ということを認識し、「自分たちの地域は自分たちの手で築いていくんだ。」という意思を明確にし、自分たちで考え、行動することによって実現する、常に安心して住み続けることのできる個性豊かな持続性のある地域社会のことを、本市では「市民自治都市」と呼んでいます。



### (2)対象となる団体

補助金の交付を受けることのできる団体は、次のすべての条件を満たしている市民活動団体<sup>\*</sup>です。

- ① 市内に事務所を有し、主に市内で活動していること。
- ② 4月1日時点で設立して5年未満の団体であること(令和6年4月1日時点)。
- ③ 定款、規約、会則等を有していること。
- ④ NPO法人の場合、事業報告書等が滞りなく提出されていること。
- ⑤ 18歳以上の構成員3人以上により組織され、そのすべてが岸和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 法令、条例等に違反せず、公序良俗に反する活動をしていないこと。

※ 市民活動団体とは、NPO法人のほか、不特定かつ多数の人の利益の増進を目的として、市民が主体となって社会的な課題に取り組む、営利を目的としない活動を行う団体のことです。

### (3) 対象となる事業

団体が実施する活動で、次のすべてを満たす事業です。

- ① 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う事業であること。
- ② 主として市内において実施する社会課題、地域課題の解決に資する事業であること。
- ③ 主として市民を対象とした事業であること。
- ④ 団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- ⑤ 本市から委託を受けている事業でないこと。
- ⑥ 国・府・地方公共団体から補助金、助成金を受けている事業でないこと。
- ⑦ 宗教的、政治的活動に関する事業でないこと。
- ⑧ 法令等に違反する事業又は公序良俗に反する事業でないこと。

[参考] 特定非営利活動促進法別表に掲げられた活動には以下のものがあります。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農林漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 以上に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (4) 対象となる経費

交付の対象となる経費は、交付決定日から申請事業完了までに支出されたもので、補助事業に直接必要なものとし、別表に定める経費とします。

別表

| 費目         | 内 容                                        |
|------------|--------------------------------------------|
| 1 報償費      | 講師、指導者等に対する謝礼等<br>※団体構成員に対する謝礼は、対象外        |
| 2 交通費      | 講師等の交通費 など                                 |
| 3 消耗品費     | 文房具の購入費等                                   |
| 4 印刷製本費    | 事業案内・パンフレット・ポスター作成のための印刷代、コピー代等            |
| 5 通信運搬費    | 郵便代・通信費等                                   |
| 6 手数料      | 各種申請手数料                                    |
| 7 保険料      | 事業実施に伴う傷害保険料、損害賠償保険料等                      |
| 8 委託料      | 事業実施に係る一部業務の委託に要する費用（支援事業者が直接実施できないものに限る。） |
| 9 使用料及び賃借料 | 会場・施設等の使用料、機器・車両等の借上料                      |
| 10 原材料費    | 事業実施に必要不可欠と認められる材料費、加工用原材料、食材費等            |
| 11 備品購入費   | 事業実施に必要不可欠と認められるもので、管理責任者を明確にしたもの          |

#### ※ 交付の対象とならない経費

- ・団体の運営及び管理をするための経費、団体の構成員に対する経費
- ・土地、建物、車両等の購入費
- ・減価償却できない資産の購入費
- ・交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他団体への会費・負担金・補助金、過度な贈答品・記念品、視察研修費・研究費（事業や活動に直接的な効果を及ぼすと認められるものは除く。）

#### 【注意】

- 事業実施後の実績報告書には、領収書の写しの提出を求めます。なお、使途が不明な経費は対象外とします。

### (5)補助金の額

補助対象経費の3／4で、15万円を限度とします。

(1つの団体が申請できるのは、1年度につき1事業までとし、補助金交付回数は3回を限度とします。)

#### 【注意】

- 利用料や入場料等を徴収して事業を行うことも可としますが、得た収益を構成員に分配することはできません。
- 事業実施による収入、一般企業等からの助成金受領など、市からの補助金以外の収入がある場合も支援対象となります。  
ただし、収入合計(市からの補助金とそれ以外の収入を合算したもの)が、事業費総額を上回る場合は、補助金の一部又は全額を返還いただく場合があります。  
この可能性がある場合は、事前にご相談ください。

### (6)対象期間

今回の募集は、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間に実施される事業が対象となります。

※ 募集の段階で、すでに開始している事業についても応募可能です。ただし、補助金の対象となるのは、上記期間に実施されるもののみです。また、交付決定日までに終了する事業は対象外となります。

## 2 市民活動初動支援補助金事業への応募方法

### (1)事業への応募

市民活動団体は、下記書類に必要事項を記入のうえ、募集期間内に提出してください。

岸和田市市民活動初動支援補助金交付事業認定申請書(様式第1号)

- 〔添付資料〕
- ・団体概要書(様式第2号)
  - ・事業計画書(様式第3号)
  - ・事業収支予算書(様式第4号)
  - ・規約、会則、定款等及び役員名簿等の写し
  - ・誓約書(様式第5号)
  - ・その他事業概要のわかるもの

※ 提出された書類は返却しません。

※ 申請書類は、名簿、誓約書を除いて、プレゼンテーションの審査資料とします。

## (2) 募集期間・提出先

募集期間 令和6年7月1日(月)～7月31日(水)17時まで

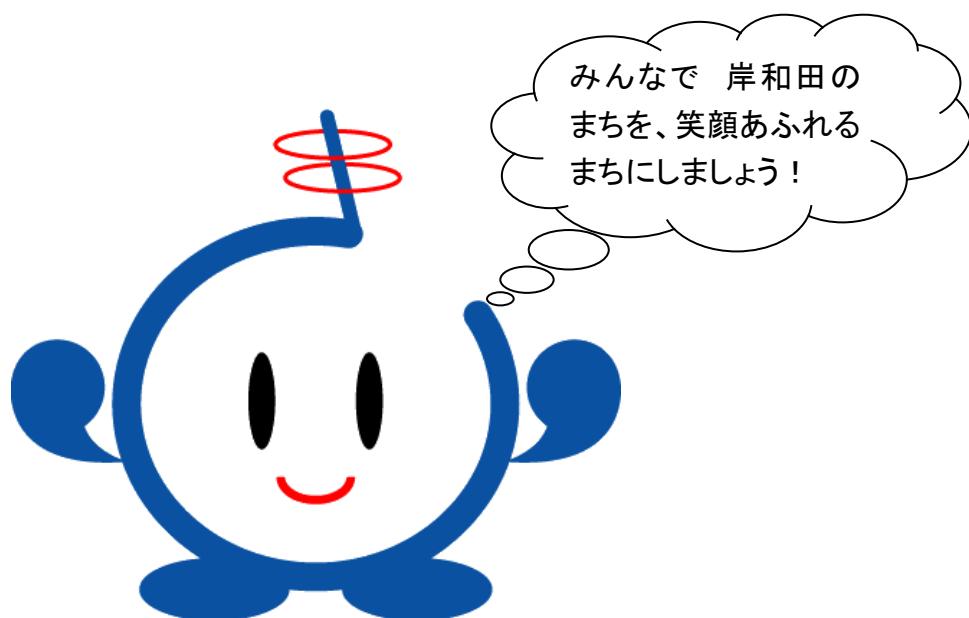
提出先 岸和田市役所 新館2階 市民環境部自治振興課

提出方法 自治振興課へ持参又は郵送・宅配(必着)

郵送・宅配の場合は、自治振興課へ到着確認の電話をお願いします。

申請書類は、以下の方法により入手できます。

- ・ 岸和田市役所 市民環境部 自治振興課にて配布
- ・ 岸和田市ホームページからダウンロードする。



### 3 補助事業の認定について

#### (1)補助事業の審査について

提出のあった書類を対象団体及び対象事業の適格性を審査した後、プレゼンテーションを行い、外部有識者からの意見を聴取のうえ選定委員会において決定します。

審査基準は以下のとおりです。(各項目5点、合計25点満点)

- \* 公共性、公益性(不特定多数の市民が利益を受けるものか)
- \* 社会問題性、課題性(岸和田市において社会問題、課題となっているのか)
- \* 先駆性、モデル性(先駆的なものか、他の地域や団体でも取り組みやすいものか)
- \* 実現可能性(実行可能な方法、計画となっているか)
- \* 繼続性、発展性(事業の継続性が見込まれるか、事業の発展が期待できるか)

各項目について、選定委員が採点評価を行い、順位付けします。

評価点の得点率が60%未満の事業については、認定しません。

#### (2)審査対象から除外する場合

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要項に違反または著しく逸脱した場合
- ③ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

#### (3)プレゼンテーションの開催

団体の活動紹介や今回支援を受けたい事業の内容説明などを行ってください。プレゼンテーション審査には、必ず出席してください。

##### プレゼンテーション開催予定日

とき:令和6年8月9日(金)13時頃から ところ:市立公民館

##### プレゼンテーションについて

発表については、1団体 7分以内でお願いします。方法は問いませんが、発表方法を事前にお知らせください。

・マイク、ノートパソコン、プロジェクター、スクリーンはこちらで用意します。パワーポイント等を使用する場合、事前に申出の上、8月2日(金)までにデータを自治振興課までメール送信してください。

##### [進行方法]1団体 10分

- ① 団体からの発表(7分以内)
- ② 選定委員等から3分程度質問

(4)審査結果について

上記審査に基づき、認定・不認定・補助可能(予定)額を通知します。

## 4 交付申請（事業の実施）

(1)交付申請

事業認定された団体(交付決定団体)は、事業実施前に補助金の交付申請をしてください。

岸和田市市民活動初動支援補助金交付申請書(様式第7号)

(2)結果の公表

補助事業については、交付決定額を含めて、市のホームページ等で、結果を公表します。

(3)事業のPRについて

補助事業を実施する場合、市のホームページ等に掲載することができますので、自治振興課までご連絡ください。

団体のホームページやチラシ等でも、多くの市民のみなさまに向けて、市民活動補助金事業の PR をお願いします。また、その際は、「岸和田市市民活動初動支援事業」である旨の文言を記載してください。

## 5 事業が終了したら

### (1) 実績報告書の提出

補助事業が終了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。

岸和田市市民活動初動支援補助事業実績報告書(様式第13号)

[添付書類]

- ・ 事業収支決算書(様式第14号)
- ・ 事業実施に係る記録写真、資料等(様式自由・写真添付)
- ・ 経費の領収書の写し(交通機関に係る旅費等、領収書のない経費に充当する場合は支出内訳書)

【注意】

※必要に応じて、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

※事業収支決算書は、事業収支予算書(様式第4号)に記載した経費と対比しながら作成してください。

※領収書の写しは、日付が交付決定日以降の事業期間内のもので、宛名は団体名のものを添付してください。

※領収書の写しは、費目ごとに分けてA4用紙に貼付して提出してください。また、領収書の内容及び用途が分かるようにしてください。

### (2) 補助金の確定

提出された実績報告書を精査して、補助金額を確定します。団体へは、岸和田市市民活動初動支援補助金確定通知書(様式第15号)でお知らせします。

### (3) 補助金の請求

岸和田市市民活動初動支援補助金交付請求書(様式第16号)を提出していただき補助金を支払います。ただし、交付決定後、事業の円滑な遂行を図るために必要と認めるときは、事業実施前に補助金を交付します(概算払い)。

### (4) 交付決定の取消し、補助金の返還

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合は、補助金を返還していただきます。

- ① 交付決定団体が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ② 交付決定団体が補助金を補助事業以外の用途又は交付対象経費以外に使用したとき。
- ③ 交付決定団体が補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- ④ 交付決定団体が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ⑤ 交付決定団体が市長の指示に従わないとき。
- ⑥ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助金を交付することが適当でない

と判断されたとき。

- ⑦ 交付決定団体が交付対象団体の要件を満たさなくなったとき。
- ⑧ 認定事業が交付対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- ⑨ 交付決定団体が当該補助金交付要綱の規定に違反したとき。



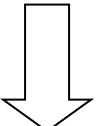
## 6 手続きの流れ

### 補助事業認定申請書の提出（団体⇒市）



令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）の期間に、必要書類を添えて、自治振興課まで持参又は送付してください。

### 審査会（プレゼンテーション）

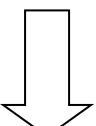


令和6年8月9日（金）にプレゼンテーションによる審査会を行いますので、ご出席ください。当日、PowerPoint等を使用する場合、8月2日（金）までに自治振興課までデータを送付ください。

### 選考結果通知（市⇒団体）



### 交付申請・交付決定通知（団体↔市）



補助金の交付対象事業として認定された団体は、交付申請書を提出してください。この申請に基づき補助金の交付を決定します。  
事業完了前でも、補助金の概算払いを請求することができます。

### 事業の実施（団体）



令和6年9月1日～令和7年3月31日

### 実績報告書の提出（団体⇒市）



事業終了後30日以内に、実績報告書を提出ください。

### 補助金額の確定



### 補助金の請求・交付（市↔団体）



補助金請求（※補助金を事業実施前に概算払いを受け取った団体は清算が必要です。）

### 事業の公表・報告（団体・市）

## 7 Q&A

(1) 規則や会則等がない団体は申請できませんか？

団体組織として目的や運営方針を定めた規則や会則等の整備は必要であると考えますので、ご準備ください。

(2) すでに実施している事業や、終了(完了)している事業は、対象となりますか？

対象となります。ただし、対象となるのは令和6年9月1日～令和7年3月31日の間に実施した事業のみです。また、交付決定前に完了した事業は補助金の対象になりません。

(3) 実行委員会でも申請できますか？

この制度は、設立後間もない団体が実施する事業が、安定的に継続していただくためのものです。事業が終わって解散するならば不可ですが、補助金の交付終了後も継続的に事業を実施し活動するものであれば、申請することができます。

(4) ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにも申請できますか？

1団体が1年度に申請できるのは、いずれか1つです。ふるさと納税を活用したクラウドファンディング(市民活動団体応援補助金)と、市民活動初動支援補助金を併用することはできません。

(5) プрезентーションには、参加しなければなりませんか？

プレゼンテーションを行い審査しますので、参加は必須です。

(6) 事業が認定されれば、すぐに着手していいのですか。

交付決定後の事業着手となります。事業をはじめる前に、交付申請をしてください。

(7) 補助金の交付を事前に受けることは、できませんか。

概算払は可能です。概算払の金額が確定金額を超える場合は、超過分を期限を決めて返還していただきます。

(8) 補助金は現金で受け取れますか？

補助金は、口座振り込みになります。

(9) 実績報告書に添付する領収書写し、支出内訳書とはどのようなものですか。

申請書に照らして、正しく支出されているかを確認させていただきます。

したがって、領収書写し、受取書等には、合計額だけではなく、購入した物品等の内訳を記載してください。また、事業に関係するものと関係しないものを同時に支出する場合は、それぞれの内訳がわかるようにしてください。交通費など領収書のない支出については、経路・金額・支払相手先等の内訳が分かるものを作成してください。